

障害児福祉手当認定基準

別表 3 のいずれかに該当するもの

別表 3

1 視覚障害

良い方の眼の視力が 0.02 以下のもの

2 聴覚障害

両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの

3 肢体不自由

- (1) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (2) 両上肢の全ての指を欠くもの
- (3) 両下肢の用を全く廃したもの
- (4) 両大腿を 2 分の 1 以上失ったもの
- (5) 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの

4 内部障害

- (1) 心臓の機能障害（永続する障害）
- (2) 呼吸器（呼吸器系結核及び換気機能）の機能障害（永続する障害）
- (3) 腎臓の機能障害（永続する腎機能不全、尿生成異常）
- (4) 肝臓疾患（おおむね 3 か月以上の療養を必要とする程度の病状）
- (5) 血液疾患（おおむね 3 か月以上の療養を必要とする程度の病状）

5 その他の疾患

前各号のほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状がある場合において、その状態が前各号と同程度以上と認められるものであって、日常生活において常時の介護を必要とする程度のもの

6 精神の障害（日常生活において常時の介護又は援助を必要とする程度以上の病状）

7 身体の機能の障害若しくは症状又は精神の障害が重複する場合

下記の(1)から(6)までの障害のうち 2 つ以上重複するもの

- (1) 良い方の眼の視力が 0.03 以下のもの又は、良い方の眼の視力が 0.04 かつ他眼の視力が手動弁以下かつ両眼による視野が 2 分の 1 以上欠損したもの
- (2) 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
- (3) 両上肢の機能障害により、次に掲げる動作の 2 分の 1 以上について介助が必要なものの ㊦食事 ㊧洗面 ㊨便所の処理 ㊩衣服の着脱
- (4) 両下肢の機能障害により、次に掲げる動作の 2 分の 1 以上について介助が必要なものの ㊦階段の昇降 ㊧室内の歩行

(5) 体幹の機能障害により、次に掲げる動作の2分の1以上について介助が必要なもの

㊦座位の保持 ㊧起立保持 ㊨立ち上り

(6) 知能指数がおおむね3.5以下